

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 1 月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500421号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500070号

第1 結論

請求期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年4月から昭和49年3月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで

国民年金の加入手続を行った正確な時期は思い出せないが、私の下宿先近くに住んでいた姉に国民年金の加入を勧められ、加入手続を姉が行ってくれた。

請求期間の国民年金保険料については、当時、私は姉の元夫の下で仕事をしており、日中は下宿先に居なかったため、姉に現金を預けて納付を依頼していた。また、姉の家にA県B市役所の集金人が来ていたことを覚えており、国民年金保険料の納付後に、姉から領収証書をもっていただいていたと思う。

領収証書は保管しておらず、姉は既に亡くなっていることから、請求期間①及び②当時の国民年金保険料の納付状況を聞けないが、当該期間の国民年金保険料を姉に納付してもらったはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月10日にB市において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年1月頃に行われたものと推認できる。

また、前述の加入手続時点(昭和50年1月頃)において、請求期間②の国民年金保険料は現年度納付が可能であるところ、請求期間②直前の昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料が現年度納付されていることが、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、国民年金の加入手続を行った年度である昭和49年4月以降、60歳到達により国民年金被保険者資格を喪失する前月の平成22年11月までの国民年金保険料について、請求期間②を除き全て納付していることから、3か月と短期間の請求期間②の国民年金保険料についても納付していたものと考えても不自然ではない。

その他を含めて総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、前述の加入手続時点(昭和50年1月頃)において、請求期間①の国民年金保険料は、現年度納付することができず、過年度納付又は特例納付により納付するしかないが、請求期間①に係る国民年金保険料の納付を依頼したとする請求者の姉は既に亡

くなっており、当時の状況を聴取することができない上、請求者が証言者として挙げた請求者の姉の元夫からも、請求期間①に係る国民年金保険料の納付方法について具体的な陳述が得られないことから、請求期間①当時の具体的な納付状況が不明である。

また、請求者は、国民年金に加入してから結婚するまでの国民年金保険料を請求者の姉及びその夫の国民年金保険料と共に納付してもらっていた旨陳述しているところ、当該3人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、請求者の姉は、請求期間①と同じ期間の国民年金保険料を過年度納付しているが、請求者が国民年金に加入する前の昭和49年10月に納付しており、請求者の姉の元夫は、請求期間①のうち一部の期間の国民年金保険料しか過年度納付していない上、請求者は、請求期間①直前の昭和45年12月から昭和47年3月までの期間の国民年金保険料を昭和50年4月に特例納付しているが、請求者の姉及びその元夫は、特例納付をしていないなど、当該3人の国民年金保険料の納付状況は異なっている。

さらに、請求者及びその姉が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の請求期間①の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500584号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500191号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和55年2月21日から同年1月5日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和55年1月5日から同年2月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年1月5日から同年2月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間について、厚生年金基金の加入記録が有るにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は無い。

当該期間において、研修のためA社C支店(後に、A社D支店)から同社B支店に異動したが、同社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、昭和55年1月5日にA社C支店において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年2月21日に同社B支店において同資格を再取得しており、請求期間における厚生年金保険被保険者記録は無い。

しかしながら、請求者に係るE厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。)の加入記録照会回答書、雇用保険の加入記録、A社の回答及び同社の複数の元従業員の陳述により、請求者が、請求期間において同社に継続して勤務(昭和55年1月5日にA社C支店から同社B支店に異動)していたことが認められる。

また、請求期間当時、A社(本社)は、同一の所在地にあった同社B支店として厚生年金保険に加入していたところ、前述の請求者に係る厚生年金基金の加入記録照会回答書を見ると、請求者は、昭和55年1月5日にA社D支店を転出し、同日付けで同社(本社)に転入した旨が記載されている上、請求期間当時の同社B支店の社会保険事務担当者は、「請求期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の届書については、複写様式を使用していた。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和55年1月5日にA社B支店における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められる。

また、昭和55年1月の標準報酬月額については、厚生年金基金における同年1月の標準給与の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500530号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600068号

第1 結論

昭和47年3月から昭和48年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年3月から昭和48年12月まで

私が20歳になった昭和47年*月頃、私のものだったかどうかははっきり分からないが、自宅で年金手帳を見た記憶があり、また、母が私の国民年金保険料を納付しておくと言っていたことを記憶しているので、母が、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

私は、これまで自分自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったことはないが、結婚前の請求期間については、母が国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付について、当時、同居していた請求者の母が行ってくれていたと陳述しているところ、その母は、請求期間の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、請求者の母は既に亡くなっているため、請求期間当時の状況を聴取することができず、国民年金保険料の納付方法など具体的な状況が不明であるところ、A県B市の請求者に係る国民年金被保険者名簿を見ると、備考欄に「48.4.20 所在不明」「50.7.7 住所変更届」の記載が確認でき、請求期間の一部期間について、請求者の所在(住所)が把握されていなかったことがうかがえる。

また、前述の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、請求期間は国民年金保険料の未納を示す空欄であり、当該記録は、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)の記録と一致する上、請求期間直後の昭和49年1月から昭和51年3月までの期間の国民年金保険料を、国民年金に係る婚姻による住所氏名変更届が提出された昭和52年1月*日に一括して過年度納付したことが確認できるところ、当該過年度納付時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500583号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500069号

第1 結論

昭和57年2月、昭和58年12月から昭和59年6月までの請求期間、昭和61年2月から昭和62年5月までの請求期間、昭和63年6月から平成2年5月までの請求期間及び同年6月から平成6年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年2月
② 昭和58年12月から昭和59年6月まで
③ 昭和61年2月から昭和62年5月まで
④ 昭和63年6月から平成2年5月まで
⑤ 平成2年6月から平成6年7月まで

請求期間①から⑤までについて、私は、国民年金の加入手続を一度も行ったことが無いが、勤務していた会社を退職するたび、1か月もしないうちに国民年金保険料の納付書が送付されてきた。

請求期間①から⑤までの国民年金保険料については、送付されてきた納付書を用いてA県B市役所内の銀行において納付したことを覚えている。

領収証書は所持していないが、請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から⑤までについて、国民年金の加入手続を一度も行ったことは無いが、国民年金保険料の納付書が送付されてきたと陳述しているところ、国民年金法において、国民年金被保険者は、資格の取得に関する事項等を市町村長に届け出なければならないこととされている上、B市は、「当市では、請求期間当時、国民年金の加入手続は国民年金被保険者等からの申告に基づいて行っており、申告の無い者に対して国民年金保険料の納付書は送付しない。」旨回答しており、請求者の陳述と符合しない。

また、前述のことから、請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付するには、市町村において国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の検索を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金被保険者資格の最初の取得日は平成8年4月21日、当該資格の入力処理日は平成9年5月12日と記録されており、この頃に請求者の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、それ以前に国民年金被保険者であった記録が確認できないことから、請求期間①から⑤までの期間は国民年金の未加入期間であり、

請求者は当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500394号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500190号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年10月8日から平成18年7月1日まで
② 平成17年12月

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、懲戒解雇処分を受けた日の翌日から職場復帰した日までの請求期間の被保険者記録が無いことが分かった。

しかし、当該期間については、A社による懲戒解雇処分の撤回に係る労働調停において、当該処分を撤回することで和解が成立した期間である。

また、当該和解において、懲戒解雇から職場復帰までの期間に係る未払賃金(平成17年12月分賞与を含む。)について、法定控除額を控除した金額を支払うことになっていたため、請求期間①については厚生年金保険の被保険者期間として、また、請求期間②については標準賞与額の記録として、それぞれ年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された平成18年6月15日付けの和解協定書及び当該和解協定に係る覚書には、同社が請求者に係る懲戒解雇処分を撤回し、請求者をB職に復職させること及び当該処分の撤回に係る未払賃金(賞与額を含む。)を支払うこと等が記されている。

また、A社から提出された請求者に係る平成18年分給与所得の源泉徴収票及び同年に係る賃金台帳によると、当該源泉徴収票に記載されている給与支給総額及び社会保険料控除額と、当該賃金台帳に記載されている給与額等に前述の未払賃金等の総額を加えた合計額及び社会保険料控除額は、双方ともに一致している。

しかしながら、賃金未払期間に当たる請求期間①及び②に係る社会保険料控除について、A社は、「覚書に記載されている未払賃金額の内訳は、資料が無く分からない。未払賃金の支払に当たって、所得税は控除したが、社会保険料は控除していない。」旨回答している。

また、前述の和解成立当時のA社の総務事務担当者は、「未払賃金額は、平成17年9月支給時の本給及び固定的手当を基準として算出した。賃金未払期間のうち平成18年1月から同年6月までの期間について、賃金台帳のその他控除欄に金額が記されているが、請求者から実際に控除したのは所得税のみであり、社会保険料は控除していない。」旨回答している上、同社から提出された当該未払賃金に係る出金申請伝票においても、所得税の控除は推認できるものの、未払賃金に係る社会保険料の源泉控除を推認することができない。

さらに、請求期間①の直前の平成17年10月1日から同年10月7日までの期間については、

A社から提出された同年に係る賃金台帳及び同社の回答によると、当該期間に係る本給及び固定的手当が支給され、同年9月分の社会保険料控除が推認される一方、請求期間①のうち懲戒解雇処分の翌日の同年10月8日から同年12月31日までの期間及び請求期間②については、賃金台帳に当該期間に係る給与等の支給及び控除の記載が全く無いことから、当該期間に係る給与等の支給及び厚生年金保険料の控除について、推認することができない。

加えて、請求期間①のうち平成18年1月1日から同年7月1日までの期間については、請求者がA社から仮払給与が支給されていた旨陳述しているところ、同社から提出された同年の賃金台帳を見ると、同年1月から同年6月までの各月について、本給欄に40万円、その他控除欄に6万9,134円が記されており、当該控除額の内訳について、同社は健康保険料、厚生年金保険料及び介護保険料の合算額が5万5,784円、所得税額が1万3,350円である旨回答しているが、請求者が給与の振込銀行であったとするC銀行から提出された預金異動明細表によると、同年1月から同年6月までの各月の給与振込額は38万6,650円であり、当該振込額は、上記40万円から、その他控除額を控除した額とは一致せず、前述の所得税額1万3,350円のみを控除した額と一致することから、当該期間に係る仮払給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与等から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500621号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500192号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年4月1日から同年10月26日まで

請求期間について、給与の総支給額は16万円であったが、厚生年金保険の標準報酬月額は低く記録されている。請求期間に係る源泉徴収票の写し等を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、平成18年4月から同年8月までは9万8,000円、同年9月は13万4,000円と記録されているところ、請求者から提出された平成18年分給与所得の源泉徴収票の写し及び事業主から提出された請求期間に係る給与明細によると、請求者は、当該各期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い16万円の報酬月額を事業主から支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を請求期間に係る標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であるものの、当該期間における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、請求期間については、厚生年金特例法による保険給付の見直しの対象とならないため、見直しは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500632号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1500011号

第1 結論

昭和25年8月22日から昭和36年6月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年8月22日から昭和36年6月1日まで

平成6年に年金記録について調べたところ、A県にあったB社C支店で勤務した期間について、脱退手当金を受給した記録になっていることを初めて知った。

しかしながら、脱退手当金を請求した記憶や受け取った記憶はなく、脱退手当金が支給されたことになっている昭和36年10月には実家のあるD県に帰郷していたため、脱退手当金を受け取ることはできない。

調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の脱退手当金は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年10月7日に支給決定されているところ、請求者の厚生年金保険被保険者台帳には、当該支給決定日直前の同年8月9日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金に係る裁定庁へ回答したことを示す「回答済 36.8.9」の表示がある上、その支給額に計算上の誤りは無い等、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、B社が作成した厚生年金保険被保険者基帳(乙)の写しが請求者及び同社の双方から提出されているところ、当該基帳の保険給付欄には、「給付種類 脱手」「給付金額 26880」と記載されており、当該給付金額は、請求期間に係る脱退手当金の支給額と一致する。

なお、請求者は、請求期間に係る脱退手当金支給決定日当時、実家のあるD県に帰郷していたため脱退手当金を受領することはできない旨陳述しているところ、当時、脱退手当金は、裁定を行った社会保険出張所(当時)の窓口で受領するほか、請求者の住所地近隣の郵便局又は銀行で受領することも可能であった。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。